

プロイセン一般ラント法第二部第二〇章(刑法)試訳(一): 付、プロイセン刑法史研究の意義と課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008948">https://doi.org/10.14945/00008948</a>

プロイセン一般ラント法第二部第二〇章（刑法）試訳（一）

—付、プロイセン刑法史研究の意義と課題—

一、プロイセン刑法史研究の意義と課題

二、プロイセン一般ラント法第二部第二〇章（試訳）

第二〇章 犯罪と刑罰について

第一節 犯罪および刑罰一般について

第二節 国事犯一般について、特に内乱罪について

第三節 国の外部的安全に対する罪について（以上本号）

第四節 国の内部的平穩および安全に対する罪について

第五節 国に対する畏敬の侵害について

第六節 宗教社会の侮辱について

第七節 国の保留された権利の僭称および侵害について

第八節 国の雇い人の犯罪について

第九節 私的犯罪について

第一〇節 名誉の侮辱について

第一一節 身体的侵害について

足立昌勝

- 第二二節 性的犯罪について
- 第二三節 自由の侵害について
- 第二四節 財産一般の毀損について、特に窃盜について
- 第二五節 可罰的私利および詐欺による財産の毀損について
- 第一六節 報復、悪意および悪ふざけによる財産の毀損について
- 第一七節 公共の危険をともしなう毀損について

## 一、プロイセン刑法史研究の意義と課題

### ——プロイセン一般ラント法第二部第二〇章（刑法）を試訳するにあたって——

一、ドイツ刑法学が日本刑法学に多大な影響を与えたことは、周知のことである。日本の刑法学者は、従来、その理論的基盤をドイツ刑法学に求めてきた。そのことは、それなりに、日本刑法学へのインパクトを与えてきたであろう。しかし、そこで基盤とされたドイツ刑法学は、部分的なものでしかなく、トータルに把握されていたわけではない。そもそも、ドイツ刑法学も、他国の刑法学と同様に、社会的・経済的状況の反映を受けた刑法典の変遷や社会的・経済的状況の理論（解釈）への反映に規定されて生成・発展したものであり、一つの理論をとりあげることが、その全体像を見失うおそれがある。そこで、プロイセン一般ラント法第二部第二〇章を試訳するにあたり、プロイセン刑法史研究の位置付けをしておく必要があるだろう。

二、近代刑法とは何か、また近代刑法はいつ成立したかについては、種々議論の存在するところであろう。しかし、この点を検討する際に、レーニンの提起した「資本主義発達の二つの道」が大きな指針を提供している。フランスの

ような先進資本主義国では、資本の成熟が進み、その力は革命となり、それを契機として、ブルジョアジーが国家権力を握る。その権力が近代刑法を制定するという一つのパターンが成り立つ。これに対して、ドイツやオーストリアのような後進資本主義国では、資本の成熟が不十分であり、なお絶対君主の力が大きく、大土地所有者である貴族が資本家に転化していくにすぎない。そこでは、民衆の力は、一八四八年の三月革命に至るまで内に秘められていた。したがって、それらの国においては、真の近代社会の成立は一八四八年までまたなければならぬ。

このように考察すると、それらの国における近代刑法の成立は一八四八年以降となるであろう。しかし、そうではない。バイエルンにおける一八一三年刑法やオーストリアにおける一八〇三年刑法は、現在の歴史的評価においては、近代刑法であるといわれている。そこで、われわれは、刑法を「近代刑法」であるとする諸要因を探り出す必要がある。仮設として、その要因を列挙すれば、以下の通りである。

1 国家のあり方について。特に、国家と国民との関係や国民の権利がどの程度認められていたかが考察されなければならぬ。

2 立法過程について。たとえ国民の立法への参画がなされていないとしても、何らかの形で国民意識が立法へ反映されていたかが検討されなければならない。特に、誰が法典編纂委員会でイニシアティブをとっていたか、又法典編纂委員会と君主との関係などの検討が重要であろう。

3 社会的・経済的背景について。たとえ資本が成熟していないとしても、刑法の編纂を促す背景が存在するはずである。それは、君主制的秩序の保持なのか、又は資本主義的秩序の保持なのか、ひいては市民的秩序の保持なのかを検討されなければならない。

4 思想的背景について。近代刑法は、啓蒙思想を媒介として成立したといわれる。その意味において、思想的背景の分析が行われなければならない。

このような要因の総合的評価の中で、刑法の近代性は判定され得ると思われる。

三、われわれが、ドイツ近代刑法史研究の出発点として一七九四年のプロイセン一般ラント法を選んだ理由は、以下のことによる。

一八世紀から一九世紀にかけて、ドイツ統一をめざし、プロイセンとハプスブルクが争っていたが、一八四八年のフランクフルトの国民議会でプロイセンを盟主とすることが決定される。刑法では、統一後の一八七一年刑法は、その基礎を一八五一年プロイセン刑法にしている。一八五一年に至る過程の中で、一八世紀末以来、ドイツ諸邦において多くの刑法が出されている。一八五一年刑法は、それらの集大成として位置付けられるものであり、それを知るためには、それ以前の刑法を知らなくてはならない。又、啓蒙君主の第一人者といわれるフリードリヒII世の下で作成された「プロイセン一般法典」がその土台となっており、研究の出発は、一七九四年におかれることになる。このような研究は、近代刑法像の解明の一環であり、近代刑法の現代的変質の問題やあるべき刑法像を考えるに際して必ず不可欠のものであるといえる。

本訳は、Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten, Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt a. M. u. Berlin 1970 を定本として用いている。同書は、Günther Bernert の手になる詳細なビブリオグラフィがあり、研究の参考となるであろう。

## 二、プロイセン一般ラント法

### 第二部

#### 第二〇章 犯罪と刑罰について

第一条 すべての官憲およびすべての部族の長は、その臣下の違法行為および犯罪の防止に真剣に努めなければならぬ。

第二条 年長者および教育者、学校教師ならびに民族教師は、監視を委ねられた者に関し、課せられた義務を懈怠するときは、特に責任がある。

第三条 宗教の公然たる侮辱および淫行勧誘は、法律に従い、厳格に罰せられるべきである（第六節・第一二節）。

第四条 意図的な物乞者、浮浪者および無為者は、労働に従事させなければならず、労働に無用であるときは、安価に給養され、または他国者として領土から追放されなければならない。

第五条 窃盜犯人、その他、窃盜癖の故に共同財産に危害を加え得る者は、刑罰終了後であっても、誠実に生活することが可能であることを証明する迄は、拘留から解放されてはならない。

第六条 考えられる監督および予防手段を懈怠した官憲および長は、その臣下の犯罪について、事情に応じ、多くまたは少なく関与したものとす。

#### 第一節 犯罪および刑罰一般について

第七条 自由な行為により、人に違法に（*widerrechtlich*）損害を加えた者は、犯罪を行い、それにより、被害者ならびにそれを保護する国家に対して責任があるものとする。

第八条 法律が要求することの自由な不作為によつても、犯罪は行われる。

第九条 法律で禁止されていない行為および不作為は、たとえそれが誰かに現実の不利益を起したとしても、犯罪そのものとみなされることはない。

第一〇条 意図的な公共または私的な安全の侵害は、法律の不知によつて許されることはできない。

第一条 前条以外の場合においては、法律の厳格さは、刑法を知る義務があり、かつ知ることができた者に対してのみ適用される。

第二二条 臣民ならびに国の領域内に滞在する他国者は、国の法律を照会する義務がある（序章第三三条——第四<sup>(1)</sup>条）。

第二三条 ラント内で犯罪を行った他国者は、国内法に従っても処罰される。

第二四条 外国で行った犯罪により刑罰に問われるべき他国者は、犯罪を行った所の法律に従って判断されなければならない。

第二五条 前条は、国内法が外国で行った犯罪に減輕した刑を定めているときは、外国で行った犯罪の故にラント内で罰せられるべき者すべてに対して適用する。

### 犯罪の道義

第二六条 自由に行爲する能力のない者には、犯罪は存在せず、刑罰も存在しない。

第二七条 未成年者および精神薄弱者は、再犯防止のために、これを懲戒することができる。しかし、法律の厳格



さに従つて処罰されてはならない。

第一八条 自由と熟慮で行為し、人の財産を増加または減少させることは、可罰性の程度をも増加または減少させる。

第一九条 威嚇に対する恐怖は、その危険が国その他の援助で避けえた場合であっても、犯罪者を免責するものではない。

第二〇条 威嚇された者が恐怖を超克し、危険自体を除去することができた程度は、事態の状況、とくにその者の氣質および体格にしたがつて判断されなければならない。

第二一条 財産への単なる損害または将来起こり得る害悪に対する恐怖は、代替し得ない損害の仮定的惹起を許すものではない。

第二二条 自らを故意または飲酒その他の方法による重大な過失により、自由に行為する能力を失わせまたは減弱させる状態におとし入れた者は、その状態で行つた犯罪について、その責任に比例して、帰責されるものとする。

第二三条 行われた可罰的行為を中止する衝動事由を有した者は、その事由に応じて、行われた行為の責に任ずる。

第二四条 人または国に対して義務を有する者がそれらを侵害したときは、義務に依じて、犯罪は大きくなるものとする。

第二五条 犯罪から生ずる損害または危険の大きさおよび不可避性に依じて、犯罪は厳格に処罰されなければならぬ。

### 故意

第二六条 意図的に、刑法の規定を侵害することを行いまたはしない者は、故意の犯罪を行ったものとする。

第二七条 行為が、一般的または特に行為者に既知の物事の自然法則により違法な結果が必然的に生ずる性質を有するときは、犯罪は、故意に行われたものと推測される。

### 過失

第二八条 刑法に違反するときに、行為の違法な結果を現実には予見しなかったが、相当な注意と熟慮があれば予見することができた者は、過失による犯罪を行ったものとする（第一部第三章第二五条<sup>2</sup>）。

第二九条 違法な結果が行為から生ずる必然性および通常性、行為者が行為と結果との関係を予見することができ

る容易さおよび意思に反しているとはいえ損害を惹起する行為自体の危険性および不法性の程度に応じて、行われた過失は処罰されなければならない。

第三〇条 法律上の刑罰の等級は、個別的事件において、第二三条、第二四条および第二四条にしたがい、裁判官がこれを定める。

第三一条 犯罪の法律で定められた刑罰は、正規刑と称する。それは、一般的に、犯罪を故意で行った者にのみ適用される。

第三二条 正規刑に直近の刑罰は、悪い故意は証明されないが、所為の前または際に行為の直接的結果としての違法な効果を知らなくはなかつた者に対して宣告される。

第三三条 法律が過失によって行われた犯罪に対する刑罰を明文で定めていないときは、裁判官は、第二九条の原則にしたがい、特別刑を確定する。

第三四条 特別刑のみが言い渡されるときは、それは、死刑または名誉剝奪にまで拡張されてはならない。

第三五条 法律が専断刑 (willkürliche Strafe) を規定しているときは、それは、六週間の禁錮または五〇ターレルの科料以上に拡張されてはならない。

## 偶然

第三六条 そのものとしては許容される行為からの有害な結果が単なる偶然によつて生じたときは、その結果は、犯罪として行為者にこれを帰責してはならない（第一部第三章第六条<sup>3</sup>）。

第三七条 行為者の意図に反して偶然的結果を惹起した行為がそのものとして禁止されているときは、この結果そのものは、いかなる犯罪とみなされてはならない。

第三八条 結果の可能性が行為者に予見され得た容易さの程度に応じて、それから生じた損害を考慮して、禁止された行為自体の刑罰は加重されなければならない。

企図され、実行された犯罪について

第三九条 故意による犯罪の正規刑は、犯罪を現実に完了した者に適用する。

第四〇条 行為者が犯罪の遂行のためにその者としてはすべてを行つたときで、可罰的行為の本質に必要な効果が単なる偶然によつて阻害されたときは、行為者は、正規刑に直近の刑罰を受けるものとする。

第四一条 正規刑に直近の刑罰は、犯罪の実行に必要な最後の行為を単なる偶然によって妨害された者に対して適用する。

第四二条 単なる偶然が可罰的行為の事前準備を阻止したときは、悪い意図は、現実の遂行のための進み具合に応じて罰せられる。

第四三条 自己の活動で犯罪の実行を中止し、違法な効果が何ら起こらないように準備を行う者ならびに共犯者および計画の時宜を得た暴露により犯罪の実行を阻止する者は、恩赦を請求することができる。

第四四条 一定の犯罪を行わんとする単なる威嚇も可罰的であり、それは、国を、被威嚇者を安全にする処置を行うことを義務づける。

#### 刑罰の加重について

第四五条 刑罰は、一般に、一の事件において、法律上の刑罰の最高限を超えて加重されてはならない。

第四六条 正規刑の加重が裁判官に義務づけられているときであっても、法律で定められた刑罰の種類は、変更されなくてはならず、その際には、第五〇条の規定は、常に考慮されなければならない。

第四七条 法律で定められた死刑の種類は、処刑場への引き廻しまたは死体の公開展示によって加重される。

第四八条 要塞刑および懲役刑の加重は、期間の延長または身体懲罰によって行われる。

第四九条 禁錮刑は、期間の延長または通常の日用品の剝奪によって加重されるべきである。但し、囚人の生命および健康を危険にする手段によって加重されてはならない。

第五十条 身体刑の加重に際しては、常に被処罰者の体格を考慮しなければならない。

第五一条 虚偽の事情の捏造により裁判官を欺かんとする者に対しては、それ以外で実行された刑罰が常に加重される。

#### 累犯について

第五二条 同一犯罪の繰り返しは、単一犯罪に対して法律で定められた刑罰の加重を常に行う。

第五三条 前条の刑罰の加重については、犯罪者のこの種の違反の性癖およびそのことから国に迫る危険が特に考慮されなければならない。

## 数個の犯罪の衝突について

第五四条 数個の罰金刑を執行するときは、それぞれを犯罪者の財産から徴収する。

第五五条 その犯罪者にさらに生命刑、身体刑または名誉刑が執行されるときでも、前条の徴収は、これを行う。

第五六条 単なる名誉刑も、身体刑または罰金刑と並行して、同時に執行されなければならない。但し、それが身体的刑罰に含まれているときまたは身体刑ないし罰金刑の執行によって不必要になるときは、この限りでない。

第五七条 数個の身体刑が言い渡されたときは、最も重い犯罪の刑罰が加重または延期されなければならない。但し、犯罪の刑罰の総和を超えてはならない。

## 刑罰の減輕

第五八条 まだ発見されていない共犯者を通報した者は、法律上の刑罰より寛大に処罰されるべきである。

第五九条 証明される以前に、所為を自由意思で告白した者に対しては、告白しないときに執行された刑罰の加重は減輕されるべきであり、加重が行われなるときは、寛大な法律上の刑罰が言い渡されるべきである。

第六〇条 遂行された所為における悔悟は、企図された犯罪の原則にしたがつて判断されなければならない。

第六一条 犯罪者が、所為を完了した後で、その所為の危険な効果の全部または一部を直ちに自己の力により阻止したときは、特別刑のみが行われる。

第六二条 損害は生じたが、行為者がそれを補償したときは、それがないうちに執行される刑罰の減輕が行われる。

第六三条 潜伏していた犯罪者が、数年間にわたる根本的改善の確実な証拠を提出し、損害を完全に補償したときは、恩赦を請求することができる。

#### 他人の犯罪への関与

第六四条 数人の者が犯罪の実行に直接的に関与したときは、それぞれが正犯として法律で定められた刑罰を科せられる。

第六五条 主犯と認定された者が他の者に犯罪をさせたときは、正規刑は、その者に対して加重される。

第六六条 数人の者が共同して実行した犯罪は、一人の者によって実行されたときよりも加重して処罰されなければならない。



第六七条 他の者を犯罪の実行に利用する者は、自分で直接的に犯罪を行った者と同様に処罰される。

第六八条 その者が行為者に対して上司または先輩の関係にあるときは、その者は、準備された犯罪の首謀者とみなされる（第六五条）。

第六九条 上役に対する行為者のこの関係のゆえに、行為者の刑罰は、これを減輕することができる。しかし、免除されてはならない。

第七〇条 命令をした者または命令を引き受けた者が国または被害者に主に義務を有するときは、刑罰の際に、この特別な関係も考慮されなければならない。

第七一条 犯罪の実行に直接的には関与しなかつた者が、実行のときに、それなしでは犯罪が実行しえないような能動的援助を行ったときは、その者に対し正規刑が科せられる。

第七二条 為された援助が犯罪の実行に必然的でなかつたときでも、その援助は、犯罪を容易にしまたは助けた関係および犯罪自体の重さに応じて、援助提供者に対し罰せられる。

第七三条 数人の者が犯罪を共同して実行するために通謀したときは、それぞれの者は、通謀した行為の全部に対

して責任を負わなければならない。単に一人の者を援助しようとしたときでも、同様である。

第七四条 事前の通謀なしに、所為が実行されるときに、自発的に、見張りその他の援助をなす者は、所為を意識的かつ自由意思で助けたかを考慮して、共犯とみなされる。

第七五条 援助提供者が行われた犯罪を知らなかったときは、その可罰性は、提供者がその際に持っていた意図にしがいが判断される。

第七六条 犯罪に対する助言および指導をする者は、犯罪に現実的援助をなした者と同様に罰せられる（第七二条）。

第七七条 助言者が所為の遂行のときに居あわせたときは、その者は、正犯とみなされる。

第七八条 飲酒その他の方法で故意により、他の者を自由および熟慮で行為する能力を失わせる状態にした者は、そのことによつて惹起された犯罪について責任を有する。

第七九条 刑罰の種類および程度は、誘惑者が計画のときに持っていた意図およびそれから起こり得る有害な結果の蓋然性の多少により定められる。

第八〇条 国の安全または人間の生命、健康、名誉もしくは財産を重大な危険にさらす犯罪について、実行以前に

知った者は、官憲への通報または企図が向けられている者への報告により、犯罪を阻止する義務を有する。

第八一条 前条の場合において、官憲の援助または危険を蒙むる者への報告により犯罪を妨害する時間および機会がないときは、独力で犯罪を妨害するように努めなければならない。但し、自己または第三者に著しい危険があるときは、この限りでない。

第八二条 第八〇条および第八一条に規定された方法で犯罪を阻止しようとしないう者は、意図された犯罪についての確かな知識が証明され得たときは、損害賠償の義務を有するとともに、悪意または過失に比例して処罰されなければならない。

第八三条 犯罪の利益に、その実行の後で、意識的かつ自由意思で、事前の話し合いをせずに関与した者は、利用した犯罪の正規刑に直近の刑罰が科せられる。

第八四条 犯人または不法の利益を隠匿することを業とする者は、犯罪者自体と同様な規定により処罰される。

#### 刑罰および刑罰相互の関係についての規定

第八五条 罰金刑は、下層階級の無資産の者に言い渡されてはならない。罰金刑が法律で定められているときは、罰金刑に比例した労役場留置または禁錮刑に変更しなければならない。

第八六条 宣告刑が罰金刑か身体刑かにつき、法律が選択を裁判官に委ねているときは、必要なことは、判決でこれを確定しなければならない。但し、犯罪者自身にその選択を委ねてはならない。

第八七条 身体刑が犯罪者の身体に執行することができないときは、短期の禁錮刑、懲役刑または要塞刑は、比例した科料にこれを変更する。

第八八条 科料五ターレルは、原則として、禁錮八日に相当するとみなされる。

第八九条 裁判官は、前条の割合を、犯罪者の知られた財産状態に応じて、禁錮八日を一〇ないし一四ターレルに高めることができる。

第九〇条 禁錮刑、懲役刑もしくは要塞刑の法律上または判決による加重が適用され得ないときは、その期間は、これを延長しなければならない。

## 第二節 国事犯一般について、特に内乱罪について

### 概念

第九一条 国またはその元首を直接的に侵害する臣民の自由意思にもとづく行為は、国事犯という。

第九二条 国制の暴力的転覆を目指しもしくはその元首の生命または自由に向けられた企図は、内乱罪である。

### 内乱者に対する刑罰

第九三条 前条の罪を犯した者は、悪意および惹起した損害に比例して、最も厳しく恐ろしい身体刑および生命刑で処罰されなければならない。

第九四条 前条の刑罰は、首謀者および犯罪に共犯として関与した者に向けられる（第六四条・第六七条・第七一条・第七三条）。

第九五条 内乱罪を犯した者は、財産および市民的名誉のすべてを失うとともに、国が将来の危険を防止するために永続的監禁または追放を必要としたときは、子供の不幸の責任を負う。

共犯者

第九六条 内乱のときに、助言であると所為であるとを問わず、比較的へだたつた方法で援助をした者も、斬首に処せられるべきである（第七二条・第七六条）。

秘密を知っている者

第九七条 内乱の計画について報告を受け、速やかに官憲に通報することを怠る者は、一〇年以上終身の要塞刑で罰せられる（第八〇条・第八一条・第八二条）。

第九八条 両親、子供および配偶者でさえも、獲得した知識を速やかに披瀝することにより、犯罪の実行を力の及ぶかぎり阻止する義務を有する。義務を怠ったときは、前条の刑罰を科する。

逃亡または死亡した内乱者の刑罰

第九九条 内乱罪の責任があると思われる者が身体的刑罰を逃亡により免れたとき、または判決の執行以前に死亡したときは、名誉および財産に対するその他の処罰の外に、言い渡された身体刑の執行は、その者の肖像にこれを行しなければならぬ。

### 第三節 国の外部的安全に対する罪について

#### 反逆罪

第一〇〇条 国を外国の軍隊に対して外部的危険および不安定に陥れる企図は、反逆罪という。

#### 第一級反逆罪

第一〇一条 国に属する全ラント、軍隊または主要塞を敵に支配させんと企てる者は、第一級の反逆者である。

#### 刑罰

第一〇二条 前条の反逆者は、刑場まで引き廻され、車で下から上へと殺され、身体は、車の上へからみつけなければならぬ。<sup>(1)</sup>

第一〇三条 内乱者に対して名誉および財産に関してかつ家族と関連して第九五条により命ぜられた処罰は、逃亡または死亡した犯罪者の肖像に対する身体刑の執行（第九九条）と同様に、第一級の反逆者にこれを行う。

第一〇四条 第一〇一条の罪の共同正犯者および共犯者に関しては、第九四条・第九六条・第九七条および第九八条の規定は、これを準用する。計画に関する知識を暴露することを怠った者についても、同様である。

第一〇五条 第一級の反逆罪が現に行われる以前に発見されまたは完全に阻止されたときは、首謀者は、斬首に処せられ、共犯者は終身要塞刑に、秘密を知っている者は八年以上一〇年以下の要塞刑に処せられなければならない。

## 第二級反逆罪

第一〇六条 国の敵の利益を旨指す重要性の少ない企図は、第二級の反逆罪とみなされなければならない。

## その態様

第一〇七条 陰謀を実行するために敵に有用な者または敵に対する国の軍隊の行動を故意に妨害する者は、絞首刑によつて処罰されなければならない。

第一〇八条 敵を利用するために、要塞に混乱を引き起こした者または弾倉および倉庫を破壊した者は、上からの車刑に相当する。<sup>(4)</sup>

第一〇九条 前条の意図で都市・村・倉庫あるいは開放された弾倉に火を放った者は、火によつて生から死へとも



たらされなければならない。

第一一〇条 自由意思による調達の引き受けにより、相当量の戦争必需品および食料品を供給することによって敵の軍隊を援助した者は、斬首刑が行われる。

第一一一条 敵にスパイとして使われている者または敵に作戦計画、要塞の見取図その他国に不利となる状態をもたらす報告および証拠を伝えた者は、絞首刑で処罰される。

第一一二条 敵のスパイまたは偵察のために派遣された敵の軍隊ないし兵員をかくまった者は、それ以上の関与をしないときであっても、四年以上六年以下の要塞刑で罰せられるべきである。

第一一三条 怪しい道に踏みこんだ他国のスパイは、戦時立法の規定にしたがって扱われなければならない。

第一一四条 窮屈な監禁からの解放を許された敵方の戦争捕虜が、与えられた約束に反して解放を悪用し、反乱を引き起こしたときは、斬首刑で処刑され、諸事情、危険の大きさあるいは現実に発生した損害の状況を考慮して上からの車刑で処刑されるべきである。

まだ実行されていない企図の刑罰

第一一五条 第二級の反逆罪がまだ実行されていないときまたはそれによってまだ国に何らの損害も与えていないときは、生命刑は、諸事情の状況を考慮して、六年以上一〇年以下の禁錮刑に変更されるべきである。

共犯者および秘密を知っている者

第一一六条 反逆罪に直接的にはないが、助言または遠方からの援助の提供により関与した者は、前条の期間の禁錮刑または懲役刑が言い渡される。

第一一七条 企図された反逆罪に関して知り得た知識を暴露する義務を怠った者に対しては、第八〇条、第八一条、第八二条の一般規定が適用され、対象、危険または損害の重要性に比例して、加重して適用される。

第一一八条 内乱罪または反逆罪の共犯者は、自発的に悪い意図を適時に暴露し、国の損害すべてを防止したときは、刑罰の減輕を請求し、諸事情を考慮して完全な恩赦を請求することができる。

## 予防手段

第一一九条 国が何らかの方法により外部的不安定または危険な紛糾におちいる可能性のある結社に、情を知つて加盟した者は、悪い意図が認められず、国に何らの損害を与えないときでも、六カ月以上二年以下の禁錮刑または要塞刑に処せられるべきである。

第一二〇条 戦時においては、国のすべての居住者は、官憲の特別な許可なしで、敵方のいかなる者とも秘密の交渉をもつてはならない。

第一二一条 戦時において私用で敵のラントへの旅行を行わなければならない者は、官憲の書面による許可を求めざる義務を有する。

第一二二条 敵のラントへの手紙の交換は、前条の特別な許可がないときは、公的郵便の方法以外で行われてはならず、決して数字その他の暗号を用いて行われてはならない。

第一二三条 何人も、他国の者を自己の家に泊めてはならず、その者の秘密の滞在を助けてはならない。むしろ、その土地の官憲にそのことについて直ちに報告する義務を有する。

第一二四条 これらの規定（第一二一条・第一二二条・第一二三条）に違反した者は、反逆罪を十分に捜査した結

果、たとえそれへの共犯または関与の責任がないことが証明されたとしても、その違反に相当する厳しい身体刑またはそれに比例した罰金刑に処せられるべきである。

第一二五条 何人も、領主の明示の承認なしに、ラント内に、国の敵が滞在するのに役立ち得る堡壘を建設してはならない。

第一二六条 何人も、大砲、武器その他戦争備蓄物資を秘密に集めてはならない。

第一二七条 何人も、強制された場合を除き、敵に糧食または戦時必需品を供給してはならない。

第一二八条 何人も、国によって明示的に授權されることなしに、武装人民を集めまたは雇ってはならない。

第一二九条 職務上の権利を有しない者はすべて、要塞の見取図、作戦計画その他特に戦時に知られたときは国を危険にし得る秘密情報を集め、所有してはならず、むしろ、それらを手に入れたときは、官庁に直ちに引き渡さなければならぬ。

第一三〇条 これらの規定（第一二五条ないし第一二九条）に違反した者は、その違反、国が処理すべき危険およびその際の意図に的中した嫌疑に比例し、体格および財産の状態に応じ、厳しい罰金刑または身体刑で処罰されるべきである。

第一三一条 国の市民のすべては、祖国に迫っている危険を力の限り防ぎ、自己自身では予防できない知りえた嫌疑のあるまたは危険と思われる企図のすべてを官憲に届け出る義務を有する。

第一三二条 官憲および官吏は、すべて、このような事件または出来事に特に十分な注意を払う義務を有する。かくして、官憲および官吏がその際に義務に違反して何かを怠ったときは、単に免職にとどまらず、諸事情、懈怠の程度およびそれにより国に与えた損害を考慮して、禁錮刑または短期の要塞刑で扱われるべきである。

### 第三級反逆罪

第一三三条 国を敵ではない外国の軍隊との不仲および不和に巻き込もうとする者および自国の権利および利益を害するために外国の軍隊を援助した者は、国の外部的安全を侵害し、第三級反逆罪を行ったものとする。

### その態様

第一三四条 外国の軍隊を国に対して扇動し、国に対する戦争をそそのかした者は、斬首刑で処罰されるべきである。

第一三五条 外国の国家、元首および大使に対して国際法を侵害し、またはその他の方法により侮辱した者に対し

ては、所為自体に科せられる刑罰は、常に加重されなければならない。

第一三六条 ラント外で外国の臣民を侮辱し、外国が報復処置をする危険性に当地の臣民をさらした者は、ラント内で犯罪を行ったときと同様に罰せられなければならない。

第一三七条 国を書しまたは国を隣国との争いに巻き込む意図で国境を混乱または陰うつにした者は、四年以上八年以下の禁錮刑または懲役刑を忍ばなければならない。

第一三八条 国または臣民に対する自己の要求を支持するために外国の軍隊の援助を願ひ、それによつて両隣の国家間に不愉快な交渉をさせた者は、六カ月以上二年以下の禁錮刑またはそれに比例した罰金刑で罰せられる。

第一三九条 国自身が想像上の権利をすでに調べ、理由がないものと判明したときは、前条の刑罰は、加重されなければならない。

第一四〇条 外国の軍隊に対する国の権利を、その権利を証明する文書の破棄その他の方法により故意に無にした者は、六年以上終身の要塞刑で処罰されなければならない。

第一四一条 敵ではない外国の軍隊に国家秘密を漏らし、または要塞計画、作戦計画、文書その他秘密の保持が国の福祉をもたらす情報を知らせた者は、一〇年以上終身の要塞刑を忍ばなければならない。

第一四二条 委託された国家秘密を不注意、怠慢または大言壮語から世に知らしめ、その結果、国を危険にした者は、永久に、今後の勤務に適しないものとみなされ、過失の程度、対象の重要性および現実に国がこうむった損害に応じ、短期の禁錮刑または要塞刑で罰せられるべきである。

第一四三条 敵ではない外国の軍隊のために本ラントで徴兵をし、または外国の徴兵員に本ラントから新兵を供給する者は、たとえみずから応募した者自身に対しては誘拐の責任がないとしても、二年以上四年以下の要塞刑を忍ばなければならぬ。

第一四四条 国の特別な保護を受けている者を外国の軍隊の威力の下においた者は、その者が解放されるまで拘禁されるべきである。

第一四五条 引き渡された者が解放される以前に生命を失ったときは、内通者は、一〇年以上終身の要塞刑を科せられる。

第一四六条 敵の外国の軍隊への内通が行われたときは、内通者は、絞首刑で罰せられるべきである。

第一四七条 宣誓を破って軍旗を見捨てた国の軍人に危機を切り抜かせた者がいかに処罰されるかは、第八章第四七四条以下に規定されている。

第一四八条 工場支配人、官吏および労働者を誘惑して移住させ、仕事を手伝わせた者または工場の秘密および行為の秘密を外国人に漏らした者ならびに祖国からこの種の他の利益を外国のために故意で奪い取った者は、四年以上八年以下の要塞刑または懲役刑で罰せられる。

註

(1) 序章第三三条―第四一条は、以下の通りである。

行為の形式について

第三三条 行為の外部的形式を定める州法および条例は、法律で認められた裁判権の下で、それに服する者によって企図された行為についてのみ適用する。

外国人について

第三四条 本ラントで生活し、または事業を営む外国の臣民も、前述の規定にしたがって判断されなければならない。

第三五条 本ラントで、そこに存在する物について、その者の能力を考慮して行為する契約を締結した外国人は、行為が最良に成り立ちうる法律にしたがって判断される。

第三六条 外国の軍隊の大使および全権大使ならびにそこに勤務している者には、国際法および宮廷と締結された契約にしたがい、その者の解放が留保される。

第三七条 ランデスヘルの許可を得て外国の宮廷から派遣された固有の家臣および臣民は、私的行為については、ラントの法律に服している。

第三八条 国家によって外国の宮廷に派遣された大使は、大使館に出発する以前の最終の居所を有した内国の裁判権の法律にしたがい判定される。

第三九条 それが外国人であるときは、その者が本ラントで提訴された事情を考慮して、当地の普通法の規定が適用される。



第四〇条 法律は、一方で人に義務を課しているが、他方で保護によりその者に有用となる。

第四一條 外国の臣民は、本ラントで許可された事業を行う場合に、法律の保護を毀損しない限り、住民の権利のすべてを享受することができる。

(2) 第一部

第三章 行為およびそれから生ずる権利について

第二五条 犯罪および特別な信頼が行為者に予定されている契約の場合についてのみ、帰責の程度は、行為者の一定の人格的特性にしたがつて考量される。

(3) 第一部

第三章

第六条 予見され得ない間接的結果は、偶然とみなされる。

(4) 車を使つての死刑執行には、いくつかの方法があるが、本法で採用されているものは、大八車の車輪様のものに刃をつけ、それを刑吏が持ち上げて打ち降し、骨を砕いて、生命を奪う方法である。従つて、車刑というよりも、車輪切りと言ふ方が適當であろう。これには、二種の方法があり、一〇二条の様に下から上へと執行するものが重く、一〇八条の上から下へは、それに比して軽い。これは、どちらが苦しみが大きいかによつて區別されている。Vgl. Strafrechtssammlung des Nö. Landesmuseums, S. 55. その車輪様のものやその使用方法については Friedrich Hartl, Das Wiener Kriminalgericht, Wien-Köln-Graz 1973. に使用されている写真の 4, 5 を参照。